

消費税増税が目の前に いつから上がるの？



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
【組合員の購読料は組合費に含む】

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

香教組ホームページを一新しました。

上に書いているホームページにアクセスするか、香教組と検索をかけてみてください。

3月に入って、大きな企業が組合の要求に伝えて賃上げの回答を始めています。一時金だけでなく給与そのものも上がるベイスアップを実現するところが増えていますが、給与を2・3千円上げてその横で消費税増税が実行されれば結局庶民の財布は冷え込むだけではないでしょうか。

4月になれば、忘れていた消費税アップが目の前です。私たちの生活はどうなるのでしょうか。

その言葉は4月が目の前

2012年8月10日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための法律案」が可決され、消費税が増税となることが決まりました。

それではいつから、消費税は8%、10%になるのだったでしょうか。

みなさんの中には忘れていた人もいます。政府は、国民の大きな反対が出ないよう、できるだけおとなしく実施しようとしています。2014年4月に8%（第1段階）さらに、2015年（平成27年）10月に10%（第2段階）に引き上げる予定です。

すでに2014年4月からの消費税増税の8%は、2013年10月1日の閣議で決定しています。

来年の秋にまた上がる

2015年10月予定の消費税増税10%の引き上げも「経済状況などを勘案して判断する予定」とは言っていますが、これも来年の秋に迫っています。

だいたい今回の消費税の増税は、1度に10%増税すると5%も一度に上げることになり、国民の大反対を受けることは必至です。家計への負担も大きいため、二段階の引き上げにして変化を少ないように見せかけようとしているのです。

社会保障財源というが

政府筋に言わせると消費税は、

- ① 高い財源調達力を持つ
- ② 税収が経済の動向に左右されにくく安定している
- ③ 勤労世代など、特定の人への負担が集中しない

などの理由で、社会保障の安定財源にふさわしいといっています。

それは真つ赤な嘘
来年度予算案には、すでに税率8%の消費税増税分を見込んで

東讃地域の学校統廃合を考えるつどい

統廃合して、本当に大丈夫？
日時 2014年3月21日 (金) 14:00~
於 ツインパル長尾
内容 パネルディスカッション

香川県でも、さぬき市・東かがわ市などの地域で、たくさんの統廃合が進もうとしています。その中で、自分の育った学校が次々となくなっています。本当に今統廃合なのか？是非一緒に考えましょう。

実質10分の1ではないか

しかも重大なのは、社会保障

で予算化されてはいますが、政府の説明では、税収は国と地方合わせて5兆円になるとのことです。

これまでの政府答弁では、この5兆円は「全額社会保障財源に回す」と説明されてきました。

しかし、社会保障費（国・地方）は32・9兆円が、来年度に36・6兆円になっていくので、7兆円しか増えていないのです。残りの1・3兆円はどこに行ったのでしょうか。

政府の説明では、1・3兆円は借金の穴埋めにまわすということです。つまり、1・3兆円は公共事業にも、大企業減税にも何でも使えるお金にしようとしているのです。

まして、消費税が8%、10%と増税になると、低所得者ほど税負担が重くなる「逆進性」の問題があります。

消費者にとっては、マイホーム、自動車、家電、教育、日用品など、様々な価格に影響を及ぼすのが消費税ですからこのままでは、私たちの生活は大変なことになります。

小黑板

先日、夜中に大きな地震が起こった。かなり大きくて長い揺れだったので心配

東日本大震災から丸3年？

海から数キロも離れた田んぼの真ん中に船が残っていた。福島原発の近くで、帰還困難地域に指定され、地震で壊れたまま放置されている家もかなりあった。

▼東京電力は、福島原発で家に帰れない人たちが多数おり、放射能漏れの責任も取っていないのに、柏崎刈羽原発を再稼働させたいという▼事故の収束もしていないのに「再稼働」を口走することは、それが人の道なのかと心から問いたい▼福島の現状をろくに見もせず、机の上だけでどうするかなどと考えている者がいるから、いつまで経ってもその責任が果たせないのだ▼オリンピックも大切だが、それよりもこの国をどうするか考えるべき時ではないのだろうか。

臨時教員の方へ朗報 香教組の要求が実現 社会保険証と厚生年金が継続に

次に行く学校が決まっていると継続可能

「4月に病氣しても、保険証がなくて子どもが病氣しても一度病院に全部支払うことになった」「自分の年金がかけていないことになっていないのではないか心配だ」等の声に依えて、香教組は、講師として継続して学校に勤める人が、3月の終わりに自分の保険証を一度返さなければならぬこと。また、3月の年金を国民保険に代えて別に払い込みをしなければならぬことを何とかできないかと要求していました。

この度、県教育委員会総務課は、香教組の要求に依えて、2013年度末から保険証も厚生年金も継続することを決定しました。

特別な場合は無理なときも

臨時で学校に勤めている地公法22条(4月1日～3月30日まで勤務)の講師は、一年以上で雇われていないために共済保険に入ることができないことから、社会保険に入ることになります。

しかしその社会保険も、これまで3月分が掛けられていなかったため3月だけは自分で国民保険に入ることになっていました。

香教組には「自分の子どもが病氣になっても、4月の保険証がすぐに来ないので、病院で全額負担されたのですがどうにかありませんか」や「3月31日に歯医者に行ったら自己負担になってしまい、とても高い金額を払うことになった」等の声が寄せられていました。

保険証を返す必要なし

香教組は、2012年度末頃から「次も学校が決まっているような講師は、保険証を返す必要がないのでは」「なかなか自分で国民保険を掛けに行くというのは大変だ」などで、県教育

継続される県が多数に

2013年度末から、3月末に次に行く学校が決定している場合、保険証は継続、また年金も切れることなく続けて県教委が負担してくれることになりました。

ただ、事業所が異なる関係で東部事務所から西部事務所に勤務が変わるような場合や年度末に次に行く学校が決定していない場合などは、継続にならない場合もあるようです。

この問題は、香川県だけでなく全国に10数万人も存在する

臨時教員全体の問題です。社会保険証や厚生年金の件については、すでに県によっては継続になっていたところもありましたが、この間で、香川県よりも先に継続するとした県は、静岡県、和歌山県などがありま

互助会の事業内容を知っていますか

香川県教職員互助会が一般財団法人に移行する中で以前よりは事業の内容が少なくなりましたが、それでも以下のような内容があります。自分がそれにあたる人は、しっかりと申請するようにしましょう。(下のもの以外に貸付事業や公益事業もあります)

- <給付事業>
 - 療養費補助・・・会員か被扶養者、疾病による療養(自己負担額から7000円を控除した額を支給)
 - 結婚祝金・・・会員が結婚。4万円
 - 出産見舞金・・・会員か配偶者、被扶養者が出産。2万円。
 - 死亡弔慰金・・・会員、配偶者、子及び扶養者。実父母は対象から外す。
会員7万円、配偶者・子15万円、被扶養者4万円
 - 退職選別金・・・会員が資格喪失の時
会員期間に応じ2万円から5万円
 - 入院見舞金・・・会員又は被扶養者が病氣か疾病で5日以上入院の場合は、入院初日から支給
会員 1日につき 1200円
被扶養者 1日につき 600円
 - 休業補助金・・・育児休業のとき、互助会の掛け金の相当額
介護休暇のとき、互助会と共済組合の掛け金相当額
- <厚生事業>
 - 入学祝金・・・ 小・中学校入学 1万円
 - 思い出記念旅行・・・ 25年以上の会員 6万円
 - リフレッシュ旅行補助 5、10、15、20、25年 1万円 30年 5万円
退職時 6～28年 1万円 29年 15000円



東北では青森、秋田、岩手、山形など多くの県で継続するということが確認されています。

香川県議会では、昨年度からこの問題が文教厚生委員会で話されていきました。また国は、参議院でも質問があったことから、厚生労働省が方針を確認し、県としても実施を決定したものです。

教育公務員弘済会の福利厚生事業

教育公務員弘済会の友の会事業としては、以下のものがあります。

- ①検診補助金・・・短期人間ドック1泊3000円
1日受診は2000円の補助
- ②結婚祝金・・・会員が結婚、お祝い金 5000円
- ③出産祝金・・・会員、配偶者。お祝い金5000円
- ④高校入学祝金・・・会員の子が高校に入学
図書カード5000円
- ⑤宿泊利用補助・・・日教弘指定の宿泊所に宿泊
1人5泊まで 1泊3000円の補助
- ※その他 金・銀婚式記念品 10000円
退職記念品料 図書カード5000円
新規加入者に記念品
- 教員免許更新補助・・・受講者に1万円の補助
などがあります。